## ○平成28年1月以降、マイナンバーを記載する手続きの例

【国民健康保険】被保険者の資格取得に係る届出、限度額適用認定証の申請

【後期高齢者医療】被保険者証の再交付申請、限度額適用・標準負担額減額認定証の申請

【障害者福祉】身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付申請、特別児童扶養手当・特別障害者 手当・障害児福祉手当などの認定請求、自立支援医療費(更生医療、育成医療、精神通院医療)の支給 認定申請、補装具費の支給申請、介護給付費・障害児通所給付費などの支給申請、重度心身障害者医療 費助成金の受給資格者証交付申請

【児童福祉】妊娠の届出、保育所など入所手続きの申請(新規・継続)、児童手当・特例給付の申請(認 定請求、額改定認定請求、現況届)、児童扶養手当の申請(認定請求、現況届)、養育医療の給付申請、 ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証の交付申請、子どもすこやか医療費助成金受給資格者証の交付

【生活保護】生活保護の申請

【老人福祉】福祉の措置に係る申請、福祉の措置に係る費用の徴収額決定に係る申告

【介護保険】高額介護サービス費の支給申請、要介護認定・要支援認定の申請

【市営住宅】市営住宅の入居申込み、収入申告

【軽自動車税】障害者の軽自動車税の減免申請

※上記のほか、社会保障・税の分野における多くの手続きでマイナンバーの記載が必要となりますので、 ご注意ください。

> 社会保障や税などの手続きでマイナンバーの利用が 始まります

手続きの際は、通知カードと運転免許証などを ご持参ください(右ページ参照)

#### ○通知カードの窓口交付を行います。

不在などにより受け取れず、郵便局での保管期限を経過した通知カードは市役所で3カ月間保管されま す。保管されているカードは戸籍住民課で受け取りができますので、次により受け取りをお願いします。

▶**交付日時** · 3月31日(木)までの月曜日から金曜日

午前9時~午後5時

・1月から3月までの第2・第4日曜日

午前9時~午後5時

▶持 ち 物 · 本人および世帯員の場合

受取りに来る方の運転免許証など本人確認できるもの(顔写真付きでないものは2点)

「通知カードの本人」と「受取りに来る方」の本人確認できるもの(顔写真付きでないも のは2点)、委任状

- ・お持ちの方は郵便局の不在連絡票
- ■ホームページ 内閣官房 社会保障·税番号制度ホームページ
- http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/
- ■マイナンバー総合フリーダイヤル
- ☎0120-95-0178(無料) 平日 午前9時30分~午後10時
- 土·日曜日、祝日 午前9時30分~午後5時30分(年末年始12月29日~1月3日を除く)

### ■問合せ先

- ・通知カード、個人番号カード、コンビニ交付に関すること
- 戸籍住民課 住民記録担当 ☎ 055(262)4111
- · そのほかマイナンバーに関すること

情報政策課 情報化推進担当 ☎ 055(262)4111

# 教えて! マイナンバー №.5



マイナンバー (社会保障・税番号)制度が始まります

# マイナンバーキャラクター

### ○マイナンバーの利用開始

今月からマイナンバーの利用が始まり、社会保障や税などの分野における市役所の手続きの際に、マイ ナンバーの記載とマイナンバーおよび本人を確認する書類の提示が必要となります。9ページの「マイナ ンバーを記載する手続きの例しなどの手続きを行う際には、お手数ですが、通知カードと運転免許証など の本人確認書類を持参してください。

なお、マイナンバーの利用が始まりますと、一部の手続きで所得証明書などの添付書類の提出を省略で きるようになります。また、平成29年7月からは、国の機関やほかの自治体から発行された書類の添付が 一部の手続きで省略できるようになります。

## ○マイナンバーカード(個人番号カード)の申請を

マイナンバーカードは、マイナンバーの記載が必要な手続きにおいて 提示が求められる「マイナンバーの確認」と「本人であることの確認」 が1枚でできるカードです。また、公的な身分証明書となるほか、コン ビニでの住民票の写しや印鑑証明書の取得などに利用できます。さらに 将来は、オンラインによる行政手続きや民間手続きに広く利用される予

マイナンバーカードの取得は任意で、取得される場合の申請方法は通 知カードに同封された「個人番号カード交付申請のご案内」に詳しく記 載されていますので、ご覧ください。



マイナンバーカードを申請する 際には、通知カードを切り離してね



する倉嶋市長

○今後、マイナンバーを記載する手続きの際には、以下のとおり「a. マイナンバーの確認」 と「b. 本人であることの確認」のための書類の提示が必要となります。

#### b. 本人であることの確認 a. マイナンバーの確認 次の①~③のうちいずれか 次の①~③のうちいずれか ①マイナンバーカード ①マイナンバーカード ②運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精 ②通知カード ③マイナンバーが記載された住民票の 神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住 写しまたは住民票記載事項証明書 者証明書 などの書類(写真付き)のうち1つ ③上記①②が困難であると認められた場合は、公的医療保険 の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶 養手当証書 などの書類のうち2つ

※郵送による手続きを行う場合は、上記の書類またはその写しの提出が必要です。

※関連記事 裏表紙

**09** FUEFUKI CITY 2016.01 No.136 **08**